



官公需法に基づく  
「令和 6 年度国等の契約の基本方針」  
の概要等について

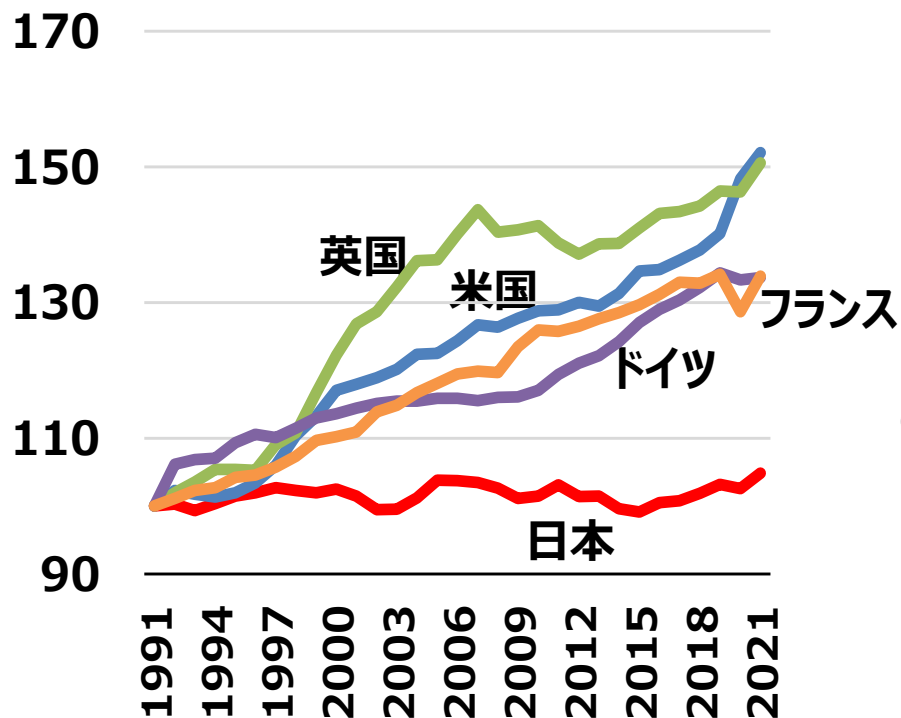
経済産業省  
中小企業庁

# 始めに 官公需を巡る現状

# 1. 中小企業の賃上げの現状

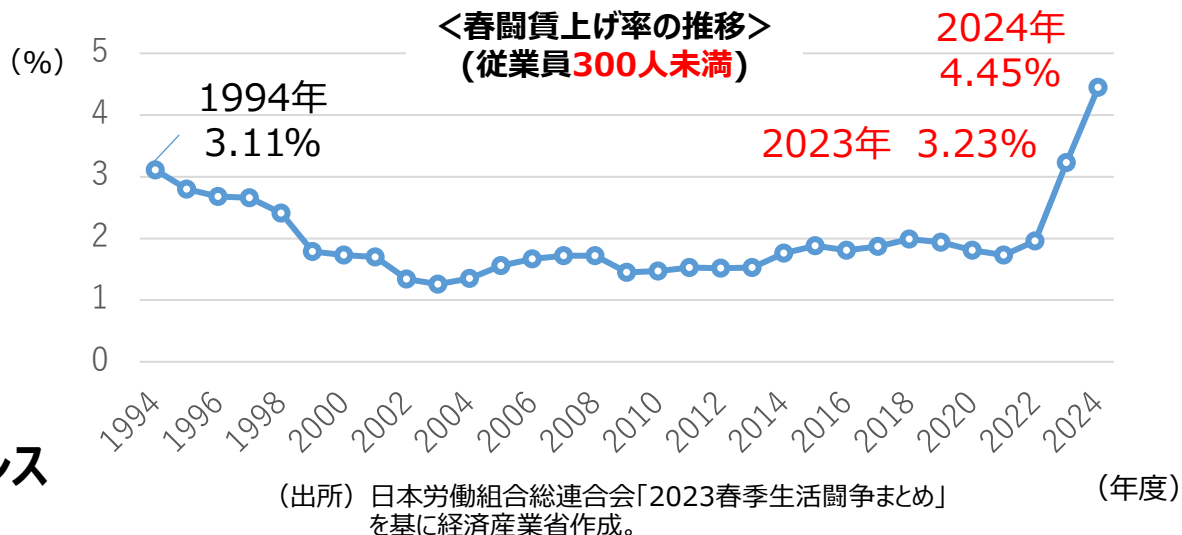
- 政府が目指す「成長と分配の好循環」において、賃上げは重要な政策の柱。しかし、1人当たりの実質賃金の伸びは、過去30年近く他の先進国に比して低水準で推移。
- 2024年度は、物価高騰や人手不足等を背景に、従業員300人未満の企業における春闘賃上げ率が、1992年度以来32年ぶりの伸びとなる4.45%を記録。

＜1人当たり実質賃金の推移＞  
(1991年=100)



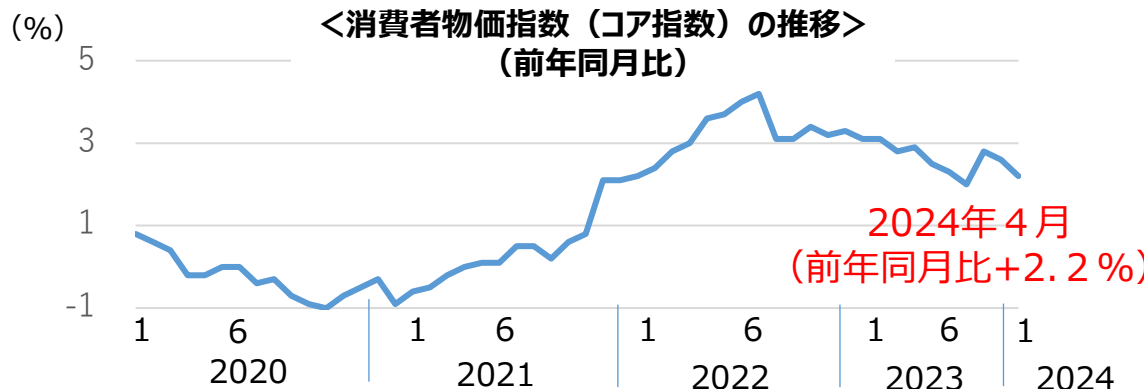
(出所) 日本労働組合総連合会「春季生活闘争回答結果」を基に経済産業省作成。

＜春闘賃上げ率の推移＞  
(従業員300人未満)



(出所) 日本労働組合総連合会「2023春季生活闘争まとめ」を基に経済産業省作成。

＜消費者物価指数 (コア指数) の推移＞  
(前年同月比)



(資料) 総務省「消費者物価指数」を基に経済産業省作成

## 2. 政労使の意見交換（3月13日）

### 岸田総理 発言

本日は、春季労使交渉の集中回答日であり、経団連会長から、多くの大手企業で、昨年を大きく上回る水準の回答が出たとの御報告がありました。昨年を上回る力強い賃上げの流れができていくことを心強く思います。30年続いたコストカット型経済からいよいよ次のステージに移行していくために、良い動きを確認できたと思います。

その上で、中小企業関係団体などの皆さんからは、賃上げを予定している中小企業は昨年より増えているが、大企業における**高い賃上げの動きが中小企業・小規模企業に広がっていくためには、労務費の価格転嫁が鍵となる**との発言がありました。**正に、中小・小規模企業における十分な賃上げによって裾野の広い賃上げが実現していくことが大切です。政府としては、このような賃上げの流れを継続できるよう、あらゆる手を尽くしてまいります。**

まず、**下請法違反行為については、勧告を含め、厳正に対処していきます。**また、公取委員長から報告がありましたが、労務費指針の周知・徹底状況の把握に向けたフォローアップのための特別調査を実施するとともに、取組が不十分な事業者について独占禁止法に基づき事業者名を今月中に公表することをお願いいたします。

加えて、昨年11月に策定した労務費指針の下、特に対応が必要とされている22業種について、各省庁は、本日の村井官房副長官の中間報告も踏まえ、自主行動計画の実施状況の把握、策定・改定等について加速をお願いします。



# I .官公需の基礎知識

# 1. 官公需の全体像

- 「官公需」とは、国や地方公共団体等が、物品購入、役務・サービスの提供依頼、工事の発注を行うこと。（庁費の契約及び公共工事が主対象で、委託費等政策経費は含まない）
- 国等（省庁、独立行政法人、国立大学法人等）の官公需総額※は約9.5兆円。
- 地方公共団体の官公需総額※<sup>2</sup>は約17.5兆円。

※ 令和4年度実績。※<sup>2</sup> 令和4年度実績。調査の対象は都道府県（47）、人口10万人以上の市（259）及び東京都特別区（23）

## 国等の全体像（令和4年度実績）

### 【官公需総額】

国等（199機関） 9兆5,285億円

### 【機関別】

国（18機関） 5兆4,262億円 56.9%	独法等（181機関） 4兆1,023億円 43.1%
----------------------------	-------------------------------

### 【発注内容別】

物件 2兆7,264億円 （物品購入、印刷等）28.6%	役務 3兆0,096億円 （庁舎管理、通信等）31.6%	工事 3兆7,925億円 （道路整備、庁舎整備等）39.8%
---------------------------------	---------------------------------	-----------------------------------

（注） 金額は、それぞれの機関からの金額の積み上げ、端数処理のため、合致しない場合がある。

## 2. 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」の概要

- ◆ 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）」（以下、**官公需法**）は、国等が調達を行う際には、**中小企業の受注機会の増大に努力**するよう定めた法律。
- ◆ **毎年度**、中小企業向け契約目標比率・金額等を定めた「**国等の契約の基本方針**」を**閣議決定**し【官公需法第4条】、各府省は基本方針に即して、**それぞれの機関における「契約の方針」を作成**。【同法第5条】
- ◆ 各府省は、**毎会計年度又は毎事業年度終了後、中小企業との契約実績**を経済産業大臣に通知、経済産業大臣は**遅滞なく**その内容を**公表**。【同法第6条】
- ◆ **地方公共団体**も、**国に準じて取組を行うよう努める**。【同法第8条】

### 3. 「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」の概略

- ◆ 国は、**毎年度**、中小企業者の受注の機会の増大を図るための基本的な方針（**中小企業者に関する国等の契約の基本方針（以下、基本方針）**）を作成【官公需法第4条第1項】
- ◆ 基本方針に記載すべき事項【同法第4条第2項】
  - ・ 中小企業者の受注機会の増大の意義及び**目標（契約比率・金額等）に関する事項**
  - ・ 中小企業者の受注機会の増大のために**国等が講ずる措置に関する基本的な事項**
  - ・ **新規中小企業者及び組合の活用に関する基本的な事項**
  - ・ その他、中小企業者の受注機会の増大に関し必要な事項
- ◆ 経済産業大臣は、**基本方針案の閣議決定を求め**【同法第4条第3項】、**閣議決定後、遅滞なく基本方針を公表**【同法第4条第4項】



# 4. 国等の官公需契約目標、契約実績の推移

(単位：億円、%)

年度	目標			実績		
	官公需 総予算額	中小企業・小規模 事業者向け実績額	比率	官公需 総実績額	中小企業・小規模 事業者向け実績額	比率
昭和41年	18,850	5,050	26.8	18,850	4,891	25.9
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
平成25年	74,068	41,902	56.6	79,615	42,779	53.7
平成26年	77,204	43,744	56.7	74,278	39,211	52.8
平成27年	72,388	39,568	54.7	71,032	36,097	50.8
平成28年	70,442	38,791	55.1	74,529	38,338	51.4
平成29年	69,347	38,185	55.1	74,951	38,251	51.0
平成30年	73,110	40,294	55.1	78,188	40,032	51.2
令和元年	78,710	43,369	55.1	82,687	44,767	54.1
令和2年	79,082	47,449	60.0	94,121	52,244	55.5
令和3年	79,082	48,240	61.0	92,944	46,535	50.1
令和4年	86,455	52,738	61.0	95,285	47,405	49.8
令和5年	92,784	56,598	61.0			
令和6年	87,799	53,557	61.0			

## 5. 地方公共団体の契約実績の推移（直近10年）

（単位：億円）

年度	契 約 実 績		
	官公需総額 (A)	中小企業・小規模事業者 向け(B)	比率 (%) (B)/ (A)
平成25年度	143,778	106,954	74.4
平成26年度	152,790	114,830	75.2
平成27年度	142,303	106,068	74.5
平成28年度	146,753	107,752	73.4
平成29年度	144,827	108,068	74.6
平成30年度	147,678	110,302	74.7
令和元年度	161,383	120,832	74.9
令和2年度	165,678	121,846	73.5
令和3年度	167,106	122,275	73.2
令和4年度	175,451	126,735	72.2

地方公共団体の実績は、調査対象である都道府県、人口10万人以上の市及び東京都特別区の数値を合計したものである。

# 【参考】令和4年度 国等の中小企業・小規模事業者向け契約実績

(単位：億円)

各府省等名	官公需総実績額 (A)				中小企業・小規模事業者向け契約実績額 (B)				新規中小企業者向け契約実績額 (C)	B/A (%)				C/A (%)
	物件	工事	役務	計	物件	工事	役務	計		物件	工事	役務	計	
衆議院	19	24	130	173	10	8	28	47	[0]	54.5	32.7	21.9	26.9	0.21
参議院	4	8	11	24	3	2	4	9	[0]	67.1	28.1	32.4	36.7	0.56
最高裁判所	36	129	203	369	22	56	47	126	3	62.4	43.4	23.3	34.2	0.91
会計検査院	1	[0]	5	6	1	[0]	2	2	[0]	84.0	43.2	30.4	37.5	4.37
内閣・内閣府	384	825	1,115	2,323	148	627	366	1,141	34	38.5	76.0	32.8	49.1	1.47
デジタル庁	1	[0]	657	658	1	[0]	37	38	7	53.9	75.7	5.6	5.7	1.13
復興庁	1	0	2	3	1	0	1	2	[0]	75.7	0.0	50.7	57.7	0.53
総務省	77	4	132	214	20	2	68	90	4	26.2	48.1	51.4	42.3	1.75
法務省	506	555	713	1,775	220	100	210	529	16	43.4	17.9	29.4	29.8	0.91
外務省	12	4	45	61	9	1	27	38	6	75.4	32.0	60.3	61.3	10.27
財務省	166	151	409	726	107	135	221	462	17	64.4	89.2	54.0	63.7	2.35
文部科学省	456	10	64	531	435	10	33	478	1	95.4	94.8	51.8	90.1	0.26
厚生労働省	4,194	97	964	5,254	830	53	352	1,234	18	19.8	54.6	36.5	23.5	0.34
農林水産省	97	1,588	1,315	3,000	62	1,198	912	2,171	26	63.4	75.4	69.4	72.4	0.87
経済産業省	15	1	150	165	9	[0]	89	98	2	63.2	47.4	59.3	59.5	1.33
国土交通省	1,311	19,823	8,122	29,255	551	14,680	3,203	18,435	335	42.1	74.1	39.4	63.0	1.14
環境省	19	45	297	361	10	35	89	134	3	55.6	77.3	30.0	37.2	0.93
防衛省	3,219	4,649	1,497	9,365	2,224	1,697	965	4,886	123	69.1	36.5	64.5	52.2	1.32
国計	10,517	27,914	15,832	54,262	4,663	18,604	6,655	29,922	598	44.3	66.6	42.0	55.1	1.10
公庫等計	16,747	10,011	14,265	41,023	7,626	4,166	5,691	17,483	458	45.5	41.6	39.9	42.6	1.12
国等計	27,264	37,925	30,096	95,285	12,289	22,770	12,346	47,405	1,056	45.1	60.0	41.0	49.8	1.11

(注1) 計の欄の金額は、各府省等から令和4年度の実績として提出されたそれぞれの金額の積み上げであるが、端数処理のため、合致しない場合がある。

(注2) 括弧書〔 〕は、金額が5千万円未満であることを示す。

## Ⅱ. 令和6年度の 官公需の基本方針

# 1. 令和6年度の基本方針のポイント

## ◆ 国等の中小企業・小規模事業者向け契約目標（令和6年度）

- ・ 中小企業・小規模事業者向け

**比率 61%**

金額 5兆3,557億円

- ・ 新規中小企業者（※）向け（比率のみ）

**比率 3%以上**

※ 創業10年未満の中小企業・小規模事業者

## ◆ 基本方針における新たな措置等

- ・ 労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇時における請負代金額の変更の的確な実施
- ・ スタートアップに係る取組

## ◆ その他の見直した主な点

- ・ 令和6年能登半島地震に係る対応

## 2. 令和6年度に新たに講ずる主な措置等

### 労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇への対応

【第2-4 (5)】

◆昨今の社会・経済情勢を踏まえ、以下の措置事項等を記載。

- ① **公共工事**の発注に当たって、**労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保**について、**契約後の状況に応じた必要な契約変更の実施**も含め適切に対応。

特に、**労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇時における請負代金額の変更の的確な実施**のため、あらかじめ、**当該変更についての条項を契約に適切に設定**するとともに、当該条項の**運用基準を策定**しておく。

## 2. 令和6年度に新たに講ずる主な措置等

### 労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇への対応

【第2-4 (5)】

- ② **物件及び役務の契約**についても、工事と同様に**原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格**に変化が生じた場合には、**契約金額を変更する必要があるか否か**について検討し、**契約変更の実施も含め**、適切に対応。

また、**受注者**からコスト上昇に伴う**契約金額の変更**について**申出**があった場合には、**迅速かつ適切に協議**し、**その旨の条項を予め契約に入れる**など受注者からの申出が円滑に行われるよう配慮。

## 2. 令和6年度に新たに講ずる主な措置等

### 労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇への対応

【第2-4 (5)】

- ③ 「**経済財政運営と改革の基本方針2023**」において、原材料費やエネルギーコストの適切な**コスト増加分の全額転嫁**を目指し、**取引適正化**を推進し、「**労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針**」の趣旨を最大限に考慮する。



### 3. その他、特に留意いただきたい措置等の概要①

## 最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直し

【第2-4(4)】

◆以下の考え方により、現行の記載内容について追記修正。

- ① **契約前**において、最低賃金額の改定を反映させた**適切な予定価格を作成するため、最低賃金額の改定見込額も考慮**するとともに、**入札希望者に対し最低賃金額の改定見込額も考慮した上で入札**することを周知。
- ② **契約後**において、受注者に対する**契約変更の必要性の確認**については、一昨年度実施した「最低賃金額の改定に伴う官公需契約の金額見直しに関するフォローアップ調査」の結果を踏まえ、**最低賃金又はその近傍の人員費単価の被用者が用いられる可能性がある役務契約に重点化**することとし、**清掃、警備、洗濯、建物管理、電話交換**といった特定の役務契約を例示。

### 3. その他、特に留意いただきたい措置等の概要②

#### 適切な予定価格の作成

【第2-4(2)、2-5(4)、2-7(3)など】

- ◆ 原則として一般競争に付さなければならない、国や地方公共団体等の契約においては、適切な予定価格の作成が発注者側としての責務。
- ◆ これまで、特に問題なく落札されているという理由のみで、安易に前年度を踏襲した予定価格を採用することは、不当に低い落札価格により落札者に過度な負担を強いることやその業界全体の低落価格化を招くなど、健全な競争を阻害する恐れ。
- ◆ そのためには、社会保険料や最低賃金（改定見込み含む）を適切に考慮した人件費単価や、最新の実勢価格・需給状況等を踏まえた原材料費、エネルギー価格を用いた予定価格の算定が必須。

### 3. その他、特に留意いただきたい措置等の概要①

#### 中小石油販売業者への配慮事項の明確化

【第2-3(7)】

- ◆ 地域のガソリンスタンドは、地方自治体等との間で、**災害時の燃料供給協定を積極的に締結し、災害時の安定供給に重要な役割**を担っています。
- ◆ 一方、**平時における燃料調達では、一般競争による入札の結果、域外の者との契約**となるなど、平時では交流もほとんど行われておらず、事業継続が困難な状況に直面しているといった事例も報告されています。
- ◆ このため、**平時においても燃料供給が安定的に行われる環境を維持していくことの重要性に鑑み**、燃料調達を行う際には、一定の要件の下に、**災害時の燃料供給契約を締結している石油組合との随意契約を行うことができることに留意**するとともに、**一般競争入札による調達する場合には、適切な地域要件の設定を行うこと及び分離・分割発注等を行うこと。**

# 【参考】中小石油販売業者への配慮事項についての要請文書

- ◆ 令和5年度の基本方針の決定に合わせて、資源エネルギー庁長官、中小企業庁長官の連名で、各都道府県に対して「官公需における中小石油販売事業者に対する配慮について」の文書を発出。
- ◆ 当該文書では、基本方針で明確化した「中小石油販売事業者に対する配慮について」の解説を行うとともに、各都道府県内の市区町村に対して周知を依頼。

経済産業省  
官 印 省 略  
20230419資庁第3号  
20230419中庁第5号  
令和5年4月25日

各都道府県知事 殿

資源エネルギー庁長官

中小企業庁長官

官公需における中小石油販売業者に対する配慮について

平素より経済産業行政に御理解と御協力をいただき御礼申し上げます。  
災害時において、ガソリンスタンド(サービステーション。以下「S S」という。)は、エネルギー供給の「最後の砦」であり、東日本大震災を契機に全国各地の石油組合では、地方自治体等との間で災害時の燃料供給協定を積極的に締結しており、協定を締結した石油組合に属する中小石油販売業者は、警察や消防等の緊急車両への優先給油、避難所、医療機関、上下水道等の重要施設に対して燃料の供給を行うなど、災害時における石油製品の安定供給に重要な役割を担っています。

他方、全国のS Sの数は、ガソリン需要の減少、後継者難等により減少し続けています。近隣にS Sがない地域では、自家用車や農業機械への給油、移動手段を持たない高齢者等への灯油配送等に支障を来すおそれがあるなど、地域の石油製品の安定供給に問題が生じる可能性があります。

S Sは地域の燃料供給拠点として、政府のエネルギー基本計画においても、地域の重要かつ不可欠な「社会インフラ」とされ、また産業の基盤であるため、S Sの廃業が地域の衰退につながることを懸念されます。

このような背景のもと、地域に必要な燃料供給拠点の維持・確保の観点から、平成27年度の「中小企業者に関する国等の契約の基本方針(以下「基本方針」という。)」において、「中小石油販売業者に対する配慮」に関する項目を新設し、令和2年度の基本方針では、「一般競争における適切な地域要件の設定」を加えるなど、災害協定を締結する石油組合等に係る受注機会の増大に努めることとしました。

しかしながら、調達機関と地域の石油組合との災害協定の締結については大きな進展がある一方、平時における燃料調達では、一般競争による入札の結果、域外の事業

者との契約となり、平時では交流もほとんど行われていないといった事例も報告されています。このような場合、地域のS Sの撤退、廃業を加速させ、災害が起きた際はもとより、地域の燃料供給拠点の喪失により平時における円滑な燃料調達にも支障を来すおそれがあります。

このため、調達機関における更なる取組の浸透を図るため、令和5年度の基本方針ではその記載ぶりを修正し、趣旨を明確化することといたしました。

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和41年法律第97号)第8条においては、「地方公共団体は、国の施策に準じて、中小企業者の受注機会を確保するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。」旨定められており、かねてから格別の配慮をいただいているところでもあります。貴職におかれましては、国の施策に準じ、下記の点を踏まえ、中小石油販売業者の受注機会の増大に努めていただくようお願いいたします。

なお、本件につきまして、貴都道府県内の市区町村に対しても周知方、よろしくお願いいたします。

記

基本方針における「中小石油販売業者に対する配慮」についての解説

## (7) 中小石油販売業者に対する配慮

国等は、国等又は地方公共団体との間で災害時の燃料供給協定を締結している石油組合について、災害時だけでなく、平時においても燃料供給が安定的に行われる環境を維持していくことの重要性に鑑み、燃料調達を行う際には、②に留意するとともに、例えば①及び③のような取組により、当該協定を締結している石油組合及び当該協定に参加している中小石油販売業者に係る受注機会の増大に努めるものとする。

## 【解説】

- 国等又は地方公共団体との間で災害時の燃料供給協定を締結している石油組合とその協定に参加している中小石油販売業者(組合員企業)の受注機会の増大に努めることにより、地域の燃料供給拠点を維持していくことがねらいである。
- 平時の燃料調達を行う際には、まず、地域の燃料供給拠点の維持のために、石油組合との契約が必要か否かを検討すること、検討した結果、必要である場合には、随意契約を行うのか否かの判断をしてほしい、ということ(=②に留意すること)を意図したもの。
- 随意契約を行わない場合、一般競争により調達することが考えられるが、適切な地域要件の設定を行うこと(=①の取組)を求めるもの。
- また、随意契約による場合、一般競争による場合又はその他の方法による場合、いずれの場合であっても要件を満たす場合には、可能な限り分離・分割発注を行うこと(=③の取組)を求めるもの。

・本資料は ([https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/kankouju/hoshin/reference/oil\\_20230425.pdf](https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/kankouju/hoshin/reference/oil_20230425.pdf)) に掲載中

### 3. その他、特に留意いただきたい措置等の概要②

## 知的財産権の取扱い

【第2-2 (5)】

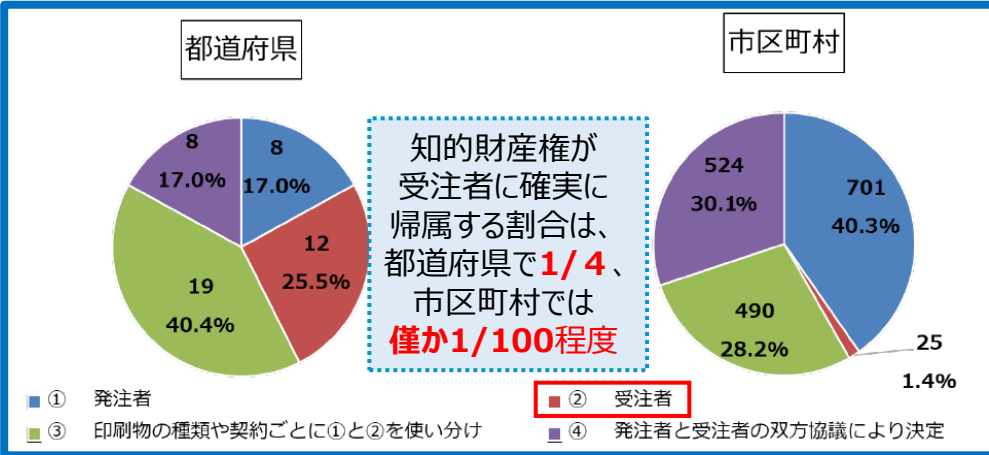
- ◆ 物件及び役務の発注において、発注内容に著作権等の知的財産権が含まれる場合には、当該知的財産権の取扱いについて書面による明確化に努める。
- ◆ また、調達コストの適正化や著作物の二次的活用を図る観点から、コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律第2条第1項のコンテンツに該当し、著作権等の知的財産権の発生が含まれる場合には、発注者は当該知的財産権の全部又は一部を譲り受けず受注者に帰属させるコンテンツ版バイ・ドール契約の活用の促進に努める。

# 【参考】官公需印刷物の入札・契約に関する実態調査結果（地場産業振興の重要課題）

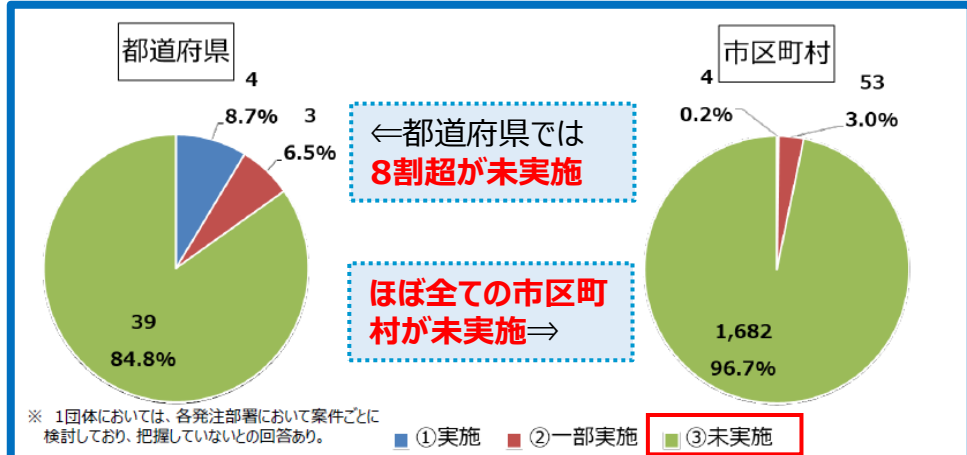
- ◆ 総務省・経済産業省では、地方公共団体における印刷物（※）の入札・契約の実態を把握するため、令和4年10月より全都道府県・市区町村を対象とした調査を実施。
- ◆ **知的財産権の帰属について市区町村では「発注者」とする回答が最も多く、コンテンツ版バイ・ドール契約を実施している都道府県は7団体（15.2%）、市区町村は57団体（3.2%）にとどまった。**
- ◆ 調査結果をみると、**知的財産権が必ずしも受注者に帰属しないケースが大勢を占めており、印刷事業者の知財を活用した新たな事業創出において、大きな課題**となっている。
- ◆ 地方公共団体においては、前例にとらわれることなく、**受注者の知的財産権に配慮した契約**を改めて検討いただくとともに、**コンテンツ版バイ・ドール契約の能動的な導入**が強く求められる。

（※）印刷物：塗工紙を使用するポスター、パンフレット、広報誌等や、上質紙を用いる報告書、手引き等の各種冊子等。

【知的財産権の帰属】



【印刷物の発注におけるコンテンツ版バイ・ドール契約の状況】



# 【参考】官公需における知的財産への配慮に係るPR資料

- ◆ 経済産業省では、官公需における知的財産への配慮に係るPR資料を作成。
- ◆ PR資料では、コンテンツ版バイ・ドール条項入りの契約書フォーマットも紹介。

経済産業省 中小企業庁

官公需における印刷発注では  
**著作権の権利範囲を明確化して財産的価値に留意**しましょう！

【官公需における印刷発注の問題】

**一律の権利譲渡**

調達目的の達成のために著作権を譲渡させることが本当に必要なのか十分に検討されず、一律に著作権の全てが国や自治体等に譲渡されています。

**適正化**

**不明確な権利範囲**

著作物の利用目的や期間等が仕様書などで明確化されておらず、著作権の譲渡・利用範囲が特定されていません。

**適正化**

**権利の無償譲渡・利用**

著作権は知的財産権であり、納品物に係る所有権とは別の財産的価値を有しているにも関わらず、その譲渡・利用が無償で行われています。

**適正化**

**譲渡・利用範囲の検討**

調達目的に不要な著作権を受注者に残すこと（コンテンツ振興法第25条を参照）で、調達コスト削減や著作物の二次的活用の促進ができ、また、受注者の著作物制作に係るインセンティブも向上します。

**譲渡・利用範囲の検討**

仕様書等に著作物の利用目的や期間を明確化し、著作権の譲渡・利用範囲を特定することで、財産的価値の算定や権利処理に関するトラブルを未然に防ぐことができます。

**権利範囲の明確化**

**譲渡・利用範囲の検討**

**財産的価値に配慮**

著作権の譲渡・利用範囲等が明記された仕様書等により見積もりを依頼することや、契約書から「無償で譲渡・利用する」旨の記載を削除することで、著作権の財産的価値に配慮した契約内容となります。

**譲渡・利用範囲の検討**

納品物の電子化データ（所有権）についても、著作権と同様に、譲渡の必要性を検討の上、納品が必要な場合は仕様書へ明記し、その財産的価値に配慮してください。

官公需法に基づく「令和6年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」（令和6年4月19日閣議決定）に明記されています！

「令和6年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針（抜粋）」  
 （知的財産権の取扱いの明記）  
 国等は、物件及び役務の発注に当たっては、発注内容に著作権等の知的財産権が含まれる場合には、当該知的財産権の取り扱いについて書面をもって明確にするよう努めるものとする。また、当該知的財産権の財産的価値について十分に留意した契約内容とするように努めるものとする。その際、契約に当たって、調達コストの適正化や著作物の二次的活用を図る観点から、コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（平成16年法律第81号）第2条第1項のコンテンツに該当し、著作権等の知的財産権の発生が含まれる場合には、発注者は当該知的財産権の全部又は一部を譲り受けず受注者に帰属させるコンテンツ版バイ・ドール条項の活用を促進するよう努めるものとする。

問合せ：中小企業庁取引課 ☎03-3501-1669（官公需担当）

経済産業省 中小企業庁

**全国ではこんな事例があります！**

著作権の二次的活用

愛媛県今治市の印刷会社では、作成したご当地キャラクターの著作権を印刷会社に残すことで、キャラクター関連商品の販売等、著作物を**二次的活用**しています。また、公益目的での使用は原則無償とすることで、市のPR等、**行政目的で利用することも可能**としています。

**受発注者の意見交換や検討委員会の設置**

発注側である契約担当者や受注側である印刷企業とが、著作権の取り扱いについて**意見交換**を行う機会を設けている自治体が数多くあります。また、著作権取り扱いの適正な運用を推進することを目的とした**検討委員会**等を設置している自治体もあります。

**調達に係る契約書フォーマットの公開**

経済産業省では、**コンテンツバイ・ドール条項入りの契約書フォーマット**に基づき調達手続きを進めることで、**著作権の財産的価値に配慮した取り扱いの適正化**に努めています。

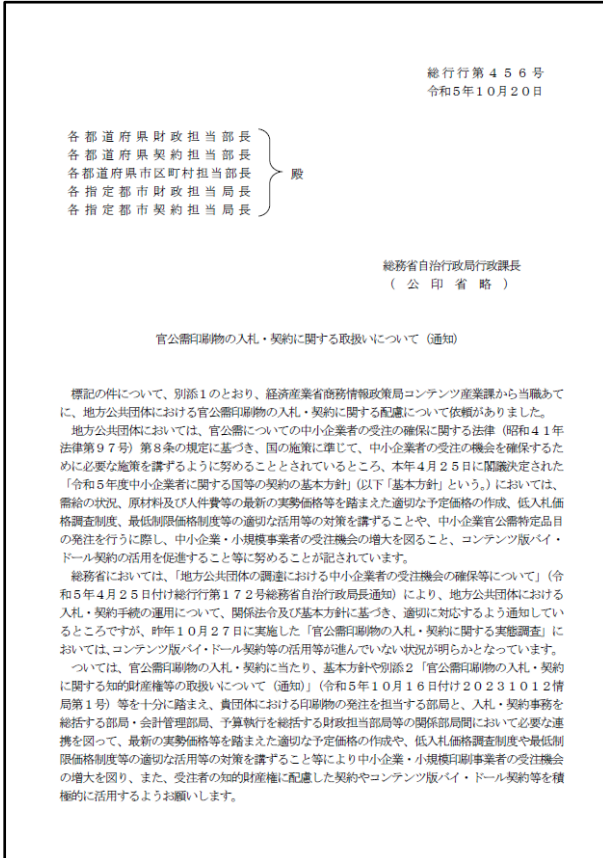
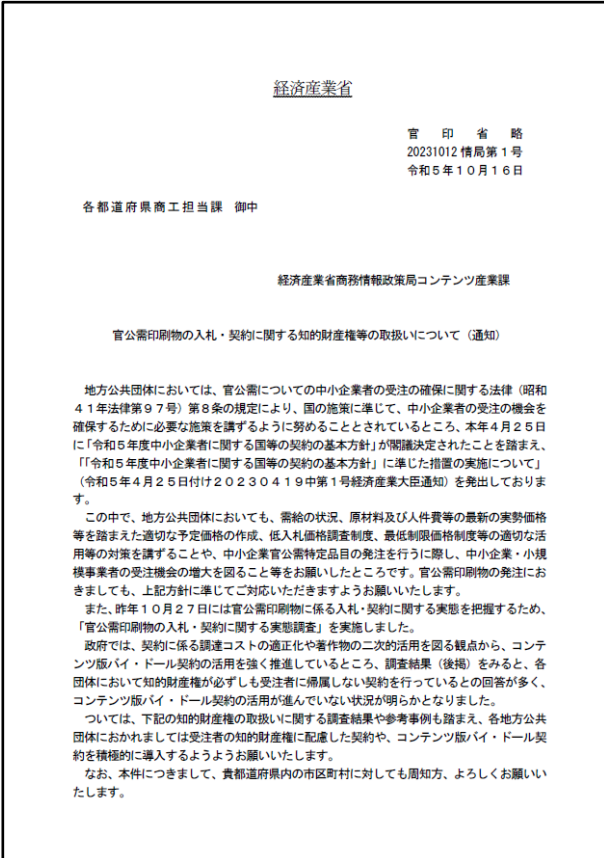
<コンテンツバイ・ドール条項入りの契約書フォーマット（経済産業省ホームページ）>  
[https://www.meti.go.jp/information\\_2/publicoffer/keiyaku\\_format.html](https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/keiyaku_format.html)

問合せ：経済産業省文化創造産業課 ☎03-3501-1750（印刷担当）

コンテンツ版バイ・ドール契約導入の際は、左記URLのひな形をご活用いただけます。

# 【参考】官公需における知的財産への配慮に係る通知

- ◆ 経済産業省では、令和5年10月16日付で**各都道府県商工担当課宛てに「官公需印刷物の入札・契約に関する知的財産権等の取扱いについて（通知）」**を発出。
- ◆ 総務省では、令和5年10月20日付で**各都道府県財政担当・契約担当・市区町村担当及び各指定都市財政担当・契約担当宛てに「官公需印刷物の入札・契約に関する取扱いについて（通知）」**を発出。
- ◆ **受注者の知的財産権に配慮した契約やコンテンツ版バイ・ドール契約等を積極的に活用するよう依頼。**





## 第1. 中小企業者の受注の機会の増大の意義及び目標に関する事項

### 1. 中小企業者の受注の機会の増大の意義

### 2. 中小企業・小規模事業者向け契約目標

⇒ 中小企業者向け契約目標：比率61%、5兆3,557億円  
国等全体で引き続き61%を目指す。

新規中小企業者向け目標は、引き続き3%以上を目指し、取組を加速して着実な目標達成を図る。

スタートアップが含まれ得る新規中小企業者の受注機会の増大に向けた方策について記載。

### 3. 各省各庁の長及び公庫等の長による契約の方針の作成及びその推進体制の整備

## 第2. 中小企業者の受注の機会の増大のために国等が講ずる措置に関する基本的な事項

### 1. 官公需情報の提供の徹底

- (1) 個別発注情報の提供と説明
- (2) 官公需情報ポータルサイトによる情報提供
- (3) 中小企業基盤整備機構による情報提供
- (4) 官公需に関する相談体制の整備

### 2. 中小企業・小規模事業者が受注しやすい発注とする工夫

- (1) 総合評価落札方式の適切な活用
- (2) 分離・分割発注の推進
- (3) 適正な納期・工期、納入条件等の設定
- (4) 調達・契約手法の多様化における中小企業・小規模事業者への配慮
- (5) 知的財産権の取扱いの明記
- (6) 同一資格等級区分内の者による競争の確保
- (7) 中小企業官公需特定品目等に係る受注の機会の増大
- (8) 調達手続の簡素・合理化
- (9) 地方公共団体と連携した「働き方改革」に留意した発注の共有

### 3. 中小企業・小規模事業者の特性を踏まえた配慮

- (1) 小企業者を含む小規模事業者の特性を踏まえた配慮
- (2) 技術力のある中小企業・小規模事業者に対する受注の機会の増大
- (3) 地域の中小企業・小規模事業者等の積極活用
- (4) 中小企業・小規模事業者の適切な評価
- (5) 中小建設業者に対する配慮
- (6) 事業継続力が認められる中小企業・小規模事業者に対する配慮
- (7) 中小石油販売業者に対する配慮
- (8) 創意工夫のある中小企業・小規模事業者の参入への配慮
- (9) 外注における地域の中小企業・小規模事業者の活用、適正な人件費確保等の周知
- (10) 中小企業・小規模事業者の資金繰りへの配慮

# 4. 令和6年度 国等の契約の基本方針案の構成②

赤色部分：新規又は拡充

## 4. ダumping防止対策、消費税の円滑かつ適正な転嫁等の推進

- (1) ダumping防止推進の周知
- (2) 適切な予定価格の作成
- (3) 低入札価格調査制度の適切な活用等
- (4) 最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直し
- (5) 労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇への対応
  - ⇒「物価高に負けない賃上げ」の実現に向けて、**労務費、原材料費、エネルギーコスト等への上昇への対応について、官公需においても価格転嫁を進めるため、以下の措置を追加。**
  - ①公共工事における、契約後の請負代金額の変更について定めるいわゆるスライド条項の適切な運用を行うこと、
  - ②物品・役務の契約において、受注者から契約変更の申出があった際の協議の迅速化・円滑化への配慮を行うこと、
  - ③物価への対応に当たり、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指すこととしている政府方針（※1）、労務費については「労務の指針」（※2）の趣旨を最大限に考慮することを追加。
- ※1：経済財政運営と改革の基本方針2023
- ※2：労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する方針
- (6) 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）に関する適切な対応

## 5. 東日本大震災の被災地域等の中小企業・小規模事業者に対する配慮

- (1) 官公需相談窓口における相談対応
- (2) 適正な納期・工期の設定及び代金の迅速な支払
- (3) 地域中小企業の適切な評価
- (4) 適切な予定価格の作成
- (5) 科学的・客観的根拠に基づく適切な契約
- (6) 官公需を通じた被災地域への支援

- 6. 令和2年7月豪雨及び令和6年能登半島地震の被災地域の中小企業・小規模事業者に対する配慮（5.（1）～（4）と同様の措置を講ずる）

⇒令和6年能登半島地震の被災地域の中小企業者等への配慮を追加

## 7. 地方公共団体への協力依頼

- (1) 国等の契約の基本方針の要請等
- (2) 国等の基本方針に準じて講じられた措置の実施状況の公表
- (3) 連携推進体制の活用

## 第3. 新規中小企業者及び組合の活用に関する基本的な事項

### 1. 新規中小企業者の活用に関する基本的な事項

- (1) 新規中小企業者への配慮
- (2) 地方公共団体と連携した地域の新規中小企業者への配慮

### 2. 組合の活用に関する基本的な事項

- (1) 事業協同組合等、官公需適格組合の受注の機会の増大
- (2) 官公需適格組合の活用

## 第4. 第1から第3までに掲げるもののほか、中小企業者の受注の機会の増大に関し必要な事項

- (1) 国等の契約の基本方針の普及及び徹底等
- (2) 国等の契約の基本方針の措置状況の通知及び情報の公表

# Ⅲ.官公需適格組合

# 1. 官公需適格組合制度について

- ◆ 経営規模の小さな中小企業 1 社では受注が難しい高額の案件でも、数社で共同して受注すれば、確実に契約を履行できる場合があります。その対応策の 1 つとして、協同組合等による官公需の共同受注があります。
- ◆ 官公需適格組合制度は、中小企業の共同受注を進めるため、一定の要件を満たす協同組合等を中小企業庁（各地方経済産業局）が証明する制度です。
- ◆ 官公需適格組合は、入札参加の際に特例（※）の対象となります。
- ◆ 官公需適格組合の数（令和 6 年 6 月末現在）：899組合

## （※）特例

- ・ 証明を受けた官公需適格組合は、競争契約参加資格審査において、生産・販売高、資本金などについて、組合の数値に組合員の数値を合算される特例があります。
- ・ 特例を受けることにより、上位の等級に格付けされる可能性があります。

・ 「官公需適格組合名簿」及び「官公需適格組合便覧」を中小企業庁ホームページにて公表しています。  
([https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/kankouju/tekikaku\\_kumiai\\_meibo.pdf](https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/kankouju/tekikaku_kumiai_meibo.pdf))  
([https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/kankouju/kumiai\\_binran/index.html](https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/kankouju/kumiai_binran/index.html))

## 2. 官公需適格組合との契約実績

年度	国等		地方公共団体（※1）	
	件数	金額（千円）	件数	金額（千円）
平成30年度 （※2）	—	10,631,366	—	100,242,676
令和元年度	5,393	12,771,447	29,176	86,421,872
令和2年度	3,810	12,994,575	30,419	83,077,657
令和3年度	3,765	18,250,397	49,825	134,383,992
令和4年度	3,671	17,501,762	29,864	126,221,261

（※1）対象は、都道府県、人口10万人以上の市及び東京都特別区とし、回答があった数値を合計したもの。

（※2）件数調査は未実施。

### 3. (ご参考) 官公需適格組合証明申請のオンライン化について

- ◆官公需適格組合の証明に関する申請手続について、**昨年7月(第2四半期)からオンライン申請に移行しました。**
- ◆これに伴い、証明を受けようとする組合が行う証明の申請、中間資料の提出等、**官公需適格組合に関する諸手続については、従来の紙媒体の提出ではなく、電子メールにて行います。**
- ◆また、この電子化の動きに合わせて、**手続フローの見直し、様式の見直し等を行いました。**

官公需適格組合証明申請のオンライン化に関する説明資料、関係規程類は、中小企業庁ホームページにて公表しています。

○説明資料について

([https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/kankouju/tekikaku\\_kumiai/shinsei\\_online.pdf](https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/kankouju/tekikaku_kumiai/shinsei_online.pdf))

○関係規程類・様式について

([https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/kankojutekikaku\\_shinsei.html](https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/kankojutekikaku_shinsei.html))